公益財団法人とやま国際センター

国民健康保険加入助成事業実施要綱

（目　的）

第1条　公益財団法人とやま国際センター（以下「センター」という。）は、富山県内の日本語教育機関、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生（以下「留学生」という。）が、安心して医療を受けられるよう、富山県国民健康保険加入助成事業実施要綱及び市町村外国人留学生医療費助成事業（市町村国民健康保険加入助成事業）実施要綱に基く国民健康保険加入助成金を、公益財団法人とやま国際センター国民健康保険加入助成金（以下「助成金」という。）として支給し、留学生の医療費負担の軽減を図り、もって富山県における留学生生活の成果を高め、富山県と諸外国との国際交流・国際親善に寄与することを目的とする。

（受給対象者）

第2条 助成金は、次項の(1)から(6)まで全ての受給資格要件を満たす留学生とする。

2　受給資格要件は次のとおりとする。

(1)　国費留学生、県費留学生及び外国政府派遣留学生以外の私費留学生で、富山県内の大学等の正規の課程に在籍している者であること。

(2)　富山県内に居住し、当該市町村において居住地の届出等の手続きを完了した者であること。

(3)　勉学・研究意欲があると認められる者であること。

(4)　当該年度の４月１日（新入生については入学時）から申請時まで、引き続いて国民健康保険に加入している者のうち、世帯主である者

(5)　国民健康保険に加入している者で、民間団体等から国民健康保険料又は国民健康保険税（以下「国民健康保険料」という。）に対し助成を受けていない者であること。

(6)　民間団体等から奨学金等を受けている場合は、その奨学金等の月額総額が、国費留学生（学部留学生）の受給する奨学金の月額未満の者であること。

（支給額等）

第３条　助成額は富山市及び高岡市在住の私費留学生にあっては、１人につき12,000円、その他の市町村在住の私費留学生にあっては、１人につき6,000円とする。ただし、９月卒業生及び10月入学生はそれぞれ１人につき２分の１の額とする。

（申請手続及び推薦）

第４条　助成金を受けようとする者は、次項の期間内に、申請書（様式第１号）、在留カードの写し（申請者の住所、氏名及び在留資格、在留期間が明記されているもの）、国民健康保険証（写）又は国民健康保険加入書（写）、国民健康保

険料（税）納入通知書及び国民健康保険料（税）を市町村に支払ったことを証する書面（写）を、在籍する大学等の長に提出するものとする。

ただし、在留カードの写し、国民健康保険証（写）又は国民健康保険加入書（写）については、在籍する大学等の長への提示で足りるものとする。

2　申請期間は、原則として、次のとおりとし、申請期間の初日又は末日が日曜日の場合は、各々翌日とする。

９月に卒業する者　８月１日から８月 15 日まで

その他の者　　12 月１日から１月 10 日まで

3　前２項の申請があったときは、大学等の長は、勉学・研究意欲があると認められる留学生について、助成金推薦書（様式第 2 号）に申請書類を添えて、速やかにセンターに推薦するものとする。

（受給者の決定通知）

第５条　センターは、大学等の長から推薦があった場合は、書類を審査のうえ、助成金の受給者を決定し、大学等の長及び留学生に通知（様式第２号の別記、様式第３号、様式第４号）する。

なお、留学生への通知は、大学等の長を経由して行うものとする。

（支給方法）

第６条　助成金は、大学等の指定する銀行預金口座に振り込み、受領書を徴するものとする。

2　大学等は、前項の助成金を、速やかに受給決定者に支給するとともに、受給者の受領印（又は署名）を徴した受給者一覧表（様式第５号）又は金融機関振込受領書等をセンターに送付するものとする。

（届　出）

第７条　留学生は、次のいずれかに該当する場合は、大学等の長を経由してセンターに届け出るものとする。

(1)　転学、退学したとき。

(2)　助成金の受給を辞退しようとするとき。

(3)　申請書に記載した事項（軽微なものは除く。）に変更があったとき。

（支給の打切り）

第８条　センターは、留学生が次のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金の支給を打切ることができる。

(1)　申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。

(2)　転学、退学したとき。

(3)　助成金の受給を辞退したとき。

(4)　その他この要綱に定める受給資格要件を欠くに至ったとき。

（協　議）

第９条　センターは、この制度に関する事務遂行にあたって疑義が生じた場合は、速やかに県及び市町村と協議する。

（附　則）

１　この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

２　平成１４年度における申請手続及び推薦については、従前の要綱の規定及び様式により取り扱ったものについてもこの要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

（附　則）

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

（附　則）

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

（附　則）

この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

（附　則）

この要綱は、平成２４年７月９日から適用する。

（附　則）

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。